

最高裁判所令和4年（行ツ）第37号、同（行ヒ）第39号  
沖縄高江への愛知県機動隊の派遣違法公金支出損害賠償請求上告事件

沖縄に憲法の光を灯した控訴審判決の確定に向け  
愛知県の上告を棄却するよう求める署名

最高裁判所第二小法廷 御中

2016年7月から12月にかけて、沖縄県警察本部と愛知県を含む6都府県から派遣された機動隊は、沖縄県東村高江の米軍北部訓練場におけるオスプレイ着陸帯（ヘリパッド）建設工事に反対して座り込みのたたかいを続ける高江住民らの抵抗を暴力的に排除しました。この裁判は、ヘリパッド建設を強行するための違法な警察権力の行使に愛知県の税金を支出することは許せないと市民が提起した住民訴訟です。2021年10月7日に言い渡された二審判決は、愛知県警察本部長が専決で機動隊を派遣したことは違法であると認め、当時の県警本部長に対し地方自治法に基づく賠償命令を行うことを愛知県に命じました。裁判の過程では、愛知県公安委員会が警察管理のために警察法によって公安委員会に付託された職責を放棄し、警察本部長に丸投げすることが常態化している実態が明らかにされました。

二審判決について判決翌日の沖縄タイムスは『名古屋高裁判決は、2016年後半の高江に5年後に差した「法の光」になった。』と報じました。今年、沖縄が日本国憲法の下に祖国復帰して50年目にあたります。沖縄の人々は、地上戦で荒廃した山河をさまよいつ終戦後も米軍占領下で土地を収奪され、土地闘争や人権の回復を求めて抵抗の持続性を非暴力に置き、長く苦難の時代を過ごしました。今も70%の米軍基地が沖縄に集中し、基地有るが故の苦難は続いています。この裁判は、これ以上、米軍基地の建設は認められないと島ぐるみでたたかう沖縄県民に連帯しようとするものです。今も高江の住民が米軍機の騒音に苦しみ、墜落におびえています。

一日も早い控訴審判決の確定を切望しています。

氏名	住所

署名集約先 沖縄高江への愛知県警機動隊派遣違法訴訟の会

☆署名提出期限 第一次 7月15日

〒453-0811 名古屋市東区中村区太閤通4-65 日進ビル2階 TEL080-9487-0391 FAX052-872-6919

E-mail [aichi.okinawa.sosho@gmail.com](mailto:aichi.okinawa.sosho@gmail.com) <https://aichi-okinawa-sosho.jimdofree.com/>